



取組み項目	取組の評価
組織体制の見直し	ある程度達成している
経営基盤の充実・強化	ある程度達成している
役職員数及び給与制度の見直し	ある程度達成している
財政的関与の見直し	達成半ばである
人的関与の見直し	ある程度達成している
経営情報の開示	十分達成している

【総 評】

- 当法人においては、主な収入が基本財産の運用と県からの補助金・委託料であるが、平成17年度に比べ、平成21年度においては概ね3分の2にまで減り、厳しい法人運営を迫られているため、市町や民間団体等割分担当を改めて考慮したうえで、県と協調しながら、当法人としての事業の重点化と選択を行っていただきたい。
- 国際交流は、人々の交流に留まらず、地域の活性化にインパクトを与えるものにもなりえることから、当法人による県民自らが積極的に取り組む環境づくりにも期待したい。

1 出資法人の自主性・自律性の向上に向けた取組

(1) 組織体制の見直し

【評 価：ある程度達成している】

- 役員は18名で、県内各界の代表者等が就任しており、金融機関の役員を登用し、基本財産の効率的な運用等に努めている。役員のうち1名は常勤（専務理事）となっている。
- 役員兼職員1名を含め職員は8名で、当該役員及び事務局職員4名が国際交流センター職員を兼務している。
- 国際交流センターの効果的運営と、独自の企画・事業実施能力の向上を図るため、積極的に研修への参加を推進している。

〔公益法人制度改革への対応〕

- 平成23年度中に公益財団法人として移行申請が行えるよう、準備をしているところである。
- 今後、移行申請を行うに当たり、解決・整理していく事項として、役員等の選定において同一団体の理事、使用人等が1/3を超えないようにする必要がある点、経理の区分、将来の支出に備えての積立金の取扱いを挙げている。

(2) 経営基盤の充実・強化

【評 価：ある程度達成している】

- 当法人は平成元年に設立され、15億円の基本財産をもとに高い運用益を得て事業を実施してきたが、近年の低金利により事業費が減少するとともに、国際交流に求められるものも当時から変化してきている。
- このため、当部会では、国際交流事業は、草の根の国際交流・協力事業など市町や民間団体などでも行われており、その役割分担を明確化し、事業の共同実施など、事業の見直しや整理を進め、事業の重点化や実施内容等について成果を踏まえながら改善を行う必要がある旨提言してきたところである。
- これに対し、当法人では、国際交流事業への新たな助成、協会主催事業を民間団体主催事業への支援に組み替えたり、他団体との事業の共同実施などの対応を行ってきた。
- また、低金利、県からの補助金・委託料が減少傾向にある中、県の補助金・委託料以外の財源確保に努める必要があるが、(財)自治体国際化協会の助成事業の活用により協会の収支改善を図り、財務調整引当預金の積み増しを行うなど、経営基盤の強化を図ってきた。
- その他、当法人が実施した在県外国人生活実態調査の結果を踏まえ、地域のニーズに合った事業を実施している。

(3) 役職員数及び給与制度の見直し

【評 価：ある程度達成している】

- 役員数は18名で、改革期間中（平成18年度から21年度までをいう。以下同じ。）最終的には人数の変動はなかった。

職員数は、事業の見直しや統廃合等により事業費は縮減されているものの、県の国際交流施策推進の中核的組織として、各市町の国際交流関係団体への支援や連絡調整の役割が増し、業務量も削減されていないため、当面、

現在の水準を維持するとし、改革期間中、変動はないが、改革期間後においても見直し意識は絶えず持つておく必要がある。

- ・ 職員給与は、県の減額措置に準じてカットを行っている。

2 県の関与の適正化に向けた取組

(1) 財政的関与の見直し	【評 価：達成半ばである】
<ul style="list-style-type: none">・ 県からの財政的支援は、運営費などが中心で、年々減少しているが、当法人のその他の収入の主なものが基本財産の運用収入であることから、厳しい経営状況となっている。・ 現状では地域の国際交流団体が十分に育っておらず、当面は市町、民間団体等の活動を育成していくためにも、県の支援が必要となることは理解できるが、市町、民間団体等の活動を育成していくことが、将来の県財政への依存度の逡減につながることから、事業の見直しを進めながら、その逡減に努めていただきたい。	
(2) 人的関与の見直し	【評 価：ある程度達成している】
<ul style="list-style-type: none">・ 当法人には、県の派遣職員2名、兼務職員1名、所長兼専務理事として県退職者1名が従事し、実質的に県と一体となって施策の推進に努めているが、各市町、関係団体等と連携して全県の・広域的事業を行う、県の国際化施策の推進に不可欠な役割を担っていることから、その必要性は認められる。・ 財政的関与の見直しと同様、市町、民間団体等の活動を育成していくことに努め、当協会が支援・連絡調整機能を発揮できるようにすることで、将来的な人的関与の逡減につなげていただきたい。・ 改革期間中、県職員の代表者等への充て職はない。	

3 経営情報等の積極的な開示に向けた取組

経営情報の開示	【評 価：十分達成している】
<ul style="list-style-type: none">・ 経営情報について、法人ホームページにて公表している。・ ホームページを適宜更新し、英語、中国語、ハングル語による情報提供のほか、メールマガジン等による広報も行っている。・ 情報公開要綱を定めている。	